

第5回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年6月30日(月) 13:33~15:15
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、合田 史宣委員、石川ヨシ子委員、
合田 幸広委員、神野 年夫委員、真鍋 曜委員、渡部 昭子委員、
三並 保委員、近藤直緒美委員、星加 三枝委員、松本 彰委員、
高橋由紀子委員(以上名簿順)
(欠席者) 荒井 泰輔委員、岡野 弥生委員
事務局：子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹
藤田副課長
学校教育課 加藤課長
リージョナルデザイン(株) 安孫子尚正 松村 英典
傍聴者：岩崎絵美子外8名

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

毎日暑い日が続いておりますが、皆様お変わりはありませんでしょうか。

さて、本日で通算5回目の会を重ねることになりますが、新制度が本格施行される平成27年4月までは残り8か月となりました。委員の皆様には、大変ご多忙な中、「第5回新居浜市子ども・子育て会議」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、4月30日に第4回新居浜市子ども・子育て会議を開催して以降、国におきましては、議論が残っていた公定価格の仮単価を正式に公表するなど、いよいよ最終的な協議の段階に入っているようです。

市においても、条例化が必要な項目について、子ども・子育て支援法に係る政令や府省令が示されるなど、時期が遅れがちではありますが、準備が進められている状況です。

本日の会では、この間(かん)の子ども・子育て支援新制度をめぐる動向と対応状況、市において定める必要がある各種条例案、それから子ども・子育て支援事業計画骨子案につきまして、協議していただくこととなっております。

これまでも繰り返し申し上げておりますように、新制度への残された時間

は限られており、移行に向けて対応すべき準備作業はまだまだ積み残されているのではないかと考えられますので、実施主体である市においては、引き続き、効率的で精力的な取り組みを進めていただき、関係者の混乱を招かないよう、円滑な移行の実現をお願いしたいと思っております。

当会議の委員の皆様におかれましても、新制度移行に向けた様々な課題に対して、掘り下げて議論していただくことによって、新居浜市の子どもや子育て家庭及び地域にとりまして、より良い制度となるよう、引き続きご理解とご協力をよろしく申し上げます。

さて、本日は、宮西小学校の岡野委員さん、十全総合病院の荒井泰輔委員さんから、急な用務が入り出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたことから、本日は当会議委員13名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっており、本日は9名の傍聴の方がお見えになっております。

傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願いいたします。

(3) 議 題

【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従って、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、最初の議題として、「子ども・子育て支援新制度をめぐる動向について」、事務局から説明いただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただく前に、事前に送付させていただいた資料について確認させていただきます。資料は全部で4種類ございます。

まず、6/18(水)に県内の保育園・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設・行政担当者を対象として県で開催された「子ども・子育て支援新制度説明会資料」で、全部で31ページあります。

次に、事前に委員のみなさんからご提出いただいております「子ども・子育て会議委員意見一覧表」で、これはA4で1枚ものとなります。

それから、「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案」で、これは3つの条例案をまとめたものとなり、全部で48ページあります。

最後に、「子ども・子育て支援事業計画骨子案」で、これは12ページあります。

また、事前資料の送付の際にお知らせしましたように、本日、皆様のお席の方へ「利用者及び事業者からの自由意見」、「ニーズ調査結果から見た現状分析と新居浜市の課題（まとめ）」、「計画体系図（案）」の計3種類の資料を配布させていただいております。

本日の会議では、以上の資料に基づきまして事務局から説明をさせていただき、皆様からのご意見等をお伺いしたいと考えております。資料の確認については以上のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、1番目の議題について、説明させていただきます。まず、子ども・子育て支援新制度をめぐる動向につきまして、先ほど申し上げましたように、去る6/18（水）県庁第2別館6階会議室におきまして、県内の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、それから各市町の担当者を対象といたしまして、午前・午後の3部構成により子ども・子育て支援新制度説明会が開催され、その際に使われた資料に基づいてご説明をいたします。

まずは、5/26（月）に第15回目の国の子ども・子育て会議が開催され、その内容を踏まえて、県の説明会が開催されました。関係者の皆様の中にはこの会に出席され、既にご承知のことと思いますが、新制度へ移行した場合の施設運営面でのシミュレーションが可能となる公定価格の仮単価が決定されるとともに、公定価格試算ソフトが提供されたところでございます。

このことによりまして、私立の保育園・幼稚園、認定こども園、認可外保育施設の設置者の方が移行に向けた具体的な協議に進む段階に入り、新制度の対象施設となるかどうかの意向を踏まえた上で、子ども・子育て支援事業計画の中で、その結果を反映させることとなります。県を通じまして、既に私立保育所・私立幼稚園・認可外保育施設に対しましては、意向調査を依頼済みであり、7月中旬を目途に市において集約の上、県へ報告することとしております。

前置きが長くなりましたが、資料の説明に移らせていただきます。

まず、1ページをお開きください。県の説明会の冒頭、担当者から、国の説明会の中で、予定どおり27年度から新制度をスタートさせるため、それぞれの現場においては安心して準備を進めてください、という話が出たことをそのまま伝えられましたので、国は現場の状況を何も知らないまま、自分たちの都合だけで推し進めて、現場での結果はどうであっても関知しない、ということなのかとますます不安を覚えました。

早や7月を迎えますので、平成27年までの作業スケジュールはこうでない間に合わないということなのですが、主なポイントを申し上げますと、1点目は、以前から申し上げておりますように、9月に子ども・子育て支援事業計画の中間とりまとめを行い、県へ提出すること、2点目は、各種条例等を6月以降に制定すること、と申しましても、10月からの認可事務等に間に合わせるためには、9月末がデッドラ

インとなります。

3点目は、利用者負担額の確定については、来年3月までに確定させることとなっておりますが、本来であれば10月からの受付時に保育料等を提示して、利用者の方に選択していただくことが必要であるにもかかわらず、スケジュール的に間に合わないため、現在の利用者負担をベースに判断してもらってくださいという回答でした。

4点目は、2ページでございます新規入園申し込みを10月頃からスタートさせるということです。しかしながら、これまでに十分な周知・広報ができていないというよりも、新制度の詳細が確定していないため、周知・広報がしたくてもできない状況にあって、どうやって対応するかというのが、全国ほぼすべての市町の現場において頭を悩ませている問題となっているのが現状です。

続きまして、3ページをお開きください。公定価格の仮単価についての資料になります。

先ほど申し上げましたように、現在の教育・保育施設が新制度に移行するかどうかの判断材料となるもので、新制度に移行した場合に、市から施設型給付費として支給される運営費補助を算定するもので、7ページと8ページに幼稚園と保育所をモデルにした計算式が示されておりますが、地域区分・定員区分・認可区分・年齢区分ごとに基本分単価が設定され、その上で、施設の状況に応じた各種加算が加えられて算定されることとなっております。これは一人当たりの月額となりますので、これに実際の入所人数に12か月を掛け合わせたものが合計額となります。

こういった試算表が、保育所・幼稚園以外の施設型給付の対象となる認定こども園や地域型保育給付の対象となる地域型保育事業それぞれに設定されておりますが、非常に複雑でわかりにくいものとなっております、各施設においても判断に苦慮されているのではないかと思います。

9ページから10ページまでは、冒頭に申し上げました私立幼稚園に対する意向調査の実施文書で、私立保育所・認定こども園・認可外保育施設に対しても、それぞれ調査依頼を行っております。

13ページは、市において条例制定等が必要となる各種基準等の一覧となっております、今回の会議で提示させていただいたのは、表中④⑤⑦で、⑥の放課後児童健全育成事業基準条例は12月議会を予定しており、また⑧の利用調整（優先利用）の運用方針については、さらなる詳細事項について、他市の動向を見ながら、今後検討を進めることとしております。

なお、保育料を定める規定につきましては、公定価格が正式決定し、利用者負担における国の水準が提示された後に、庁内協議を経て決定する予定としております。

次に、15ページ以降は、利用者負担についての現時点の考え方と、国に寄せられた様々な質問に対する回答が示されております。

16ページでは、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める応能割とし、国が定める水準を限度として、市町村が定め

ることが示されています。また、国が定める水準は、最終的には平成27年度予算編成を経て決定することとなっており、内容が固まるのは10月以降になるものと見込まれます。

17ページでは、利用者負担の額は、必ずしも条例で定める必要はないこと、18ページでは、利用者負担の金額に多少の変更があり得ることを周知し募集すること、19ページでは公立幼稚園の利用者負担額は、公私間のバランス等を考慮し、市町村において判断すること、20ページでは、私立幼稚園の利用者負担額について、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定するため、現行と比べて利用者負担が重くなることは基本的にはないこと、22ページでは、保育短時間と保育標準時間の公定価格の差はわずか1.7%しかありませんが、利用者負担に差を設けることについては、国が定める基準額を上限として最終的には市町の判断により決定することとなっています。

23ページは、新制度が施行されるまでの間の円滑な移行に向けて、今年度を実施する保育緊急確保事業の概要について示されています。このうち、新居浜市で取り組む事業は、左側の表中⑧保育士等処遇改善臨時特例事業、右側の表中②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり事業、④ファミリー・サポート・センター事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑧子育て短期支援事業です。

25ページ以降は、安倍政権における新成長戦略に位置付けられ、産業競争力会議において示された「女性が輝く日本」の実現に向けての資料となります。28ページと29ページをお開きください。新制度における地域型保育事業のほか、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の事業において、一定の研修を修了した人について、仮称ですが「子育て支援員」として認定した上で、それぞれの事業従事先で活躍してもらう制度を創設しました。また、30ページと31ページでは、全国的な保育士不足に対する国家レベルの総合的な取り組みとして、「新たな保育士の育成・就業支援」「潜在保育士の復帰支援」「保育士の就業継続」「働く職場の環境改善」を4つの柱とする保育士確保プランを今年度末までに策定することとしています。

以上で「子ども・子育て支援新制度をめぐる動向について」の資料説明は終わらせていただきますが、引き続きまして、前回の会議以降に各委員のみなさんからご提出いただきました委員意見一覧表につきまして、ご説明いたします。

1枚ものの資料、子ども・子育て会議委員意見一覧表をご覧ください。

まず、市が定める条例案について、星加委員からご質問がございました。小規模保育事業の認可時期はいつ頃か、また何か所くらいを想定しているかのご質問ですが、認可するための条例を9月に制定する予定ですので、10月以降に認可事務を行います。箇所数につきましては、現在実施している意向調査結果を踏まえ、できる限り施設の意向に応じて認可したいと考えております。

また、事業所の希望につきましては、条例制定と合わせて、具体的な手続き等をお

示したいと考えており、現行の認可外保育施設に対する補助制度が残されるかどうかにつきましては、このことについての情報を持ち合わせていないため、現時点では未定と回答させていただきます。

次に、子ども・子育て支援事業計画骨子案について、高橋委員からご意見がございました。

保育園・幼稚園・認定こども園だけに終始しない計画にしてもらいたいとのことですが、今回の計画は就学前の子どもと子育てに焦点を当てているものの、あくまでも就学後に円滑につなげ、その後の健やかな育ちに寄与するための計画を策定したいと考えております。

次に、近藤委員から保育士確保のためにパート勤務対応を検討すればというご意見をいただきました。これにつきましては、現在でも限定した形ですが、雇用しているケースがございしますが、現場としては細切れの勤務体制による支障や子どもへの保育の影響が懸念されるため、拡大することは難しい状況にあります。

次に、高橋委員から、市民に対する情報提供についてのご意見をいただきました。市民への周知・広報については、先ほど申し上げましたように、一番頭を悩ませている問題でして、内容が確定した時点では速やかに情報提供を行いたいと考えております。また、提供の際には、活用手段も限られるため、できる限り各種施設や関係機関のご理解とご協力を得ながら、効果的な情報伝達に努めたいと考えています。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

資料17ページにおいて、公立施設の利用者負担は必ずしも条例で定める必要はないとされているが、条例で定めない場合には私債権に位置付けられ、施設側と利用者との個人間のやりとりになり、責任の所在があやふやになるため、市長が条例で定めることとしてもらいたい。

【事務局】

現行の保育料については、新居浜市保育料その他の費用の納入規則において定められており、条例により定めるか、規則により定めるかにつきましては、今後法制担当課でもある総務課と協議しながら検討してまいります。

【神野委員】

施設型給付費と合わせて、利用者負担額が決まらないと、新制度へ移行するか

どうかの判断はできないため、いつ頃に決まるのか？また、27年4月に移行しなかった場合の取り扱いはどうなるのか？

【事務局】

利用者負担額につきましては、さきほどご説明しましたように、国が定める水準を上限として市が決定することとなることから、27年度の予算編成過程において示されることから、早くても10月以降となり、その後庁内において協議するため年末頃になることが見込まれます。また、27年4月に移行しなかったからといって、それ以降新制度へ移行できないことはなく、27年度以降に施設設置者が判断したタイミングで移行は可能であり、それまでは幼稚園であれば現行の私学助成等の制度が継続されることとなります。

【渡部会長】

ほかにご意見等がないようでしたら、最初の議題についてはこのあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の資料「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案」をご覧ください。

今回提示させていただく条例案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案」「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」「保育の必要性の認定等に関する条例案」の3つの条例です。

これらにつきましては、国から示された府省令に基づき、原案として作成したもので、資料にも書いておりますように、庁内協議を経て確定したものではありませんので、取り扱いにはご注意ください。

資料が48ページにわたり、大量でわかりにくかったかもしれませんが、前回の会議で提示しました、各条例において従うべき基準と参酌すべき基準に掲げた項目を条文形式にまとめたものとなっておりますが、決して確定したものではなく、今後庁内協議におきまして、上位法や関連する規定等との整合性や法令解釈、法整備上のチェックを受けた上で、最終案を作成することとなりますので、現時点でできるだけ詳細な文言表記をご確認いただくという趣旨で、今回の会議で資料提示させていただきました。

まず、1ページから24ページまでは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についてです。

この条例は、特定教育・保育施設である幼稚園・保育園・認定こども園及び地域

型保育事業に区分される家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4事業について、新制度における施設型給付対象施設として市が確認するための基準を定めたものです。

第1章では、総則として、条例制定の趣旨、用語の定義、事業者及び施設が行うべき一般原則を定め、第2章では、特定教育・保育施設の利用定員、運営に関する基準、施設型給付費に関する基準を定め、第3章では、地域型保育事業の利用定員、運営に関する基準、地域型保育給付費に関する基準を定めております。個々の内容につきましては、関係する施設設置者の方に直接関わってくるものですが、国から提示された従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえた内容としており、市独自の基準は設けてはおりません。

次に、25ページから45ページまでは、地域型保育事業に係る設備及び運営に関する基準を定める条例案についてです。

この条例は、地域型保育事業に区分される家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4事業について、新制度における対象事業として市が認可するための基準を定めたものです。

第1章では、総則として、条例制定の趣旨、最低基準、保育所等との連携、職員の要件、利用乳幼児に対する原則、衛生管理等、食事の提供、事業者が定めるべき規程、事業所に備える帳簿、秘密保持等について定め、第2章では家庭的保育事業、第3章では小規模保育事業、第4章では居宅訪問型保育事業、第5章では事業所内保育事業について、それぞれ設備の基準、職員数などについて定めております。

先ほどと同じように、個々の内容につきましては、関係する事業者の方に直接関わってくるものですが、国から提示された従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえた内容としており、市独自の基準は設けてはおりません。

最後に、46ページから48ページまでは、保育の必要性の認定等に関する条例案についてです。

この条例は、保育の必要性の基準となる事由（要件）、保育の必要量の区分、優先利用の基準及び過料を定めたものです。当条例におきましては、国から提示された従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえた内容としておりますが、国は一般的な事項を提示しているのみで、あらゆるケースに対応できるものではありませんので、個別具体的なケースを想定した場合に、第7条のその他において、市長が別に定めるとしてありますように、さらに詳細な運用規定を定める必要があると考えておりますことから、他市の事例等を参考にしながら、今後検討を進めてまいります。

また、第6条において、過料を科す規定を設けておりますが、市が条例で市民に対して制裁を加えるような規定を定めることはあまりございませんが、子ども・子育て支援法第87条に規定されていること及び市民に公平で公正なサービスを等しく確保する必要があることから、義務違反の発生を抑止するものとしてあえて定めることとしたものです。

なお、附則に記載しておりますように、当条例を制定することにより、新居浜市保育所における保育に関する条例は廃止となります。

以上、3つの条例案を説明させていただきましたが、これらにつきましては、説明が重複いたしますが、法制担当課である総務課におきまして、規定ぶりや文言などの法整備上のチェックを受けた上で、最終案として固めていくこととなりますので、最終案が確定した段階であらためて委員の皆様へご提示したいと考えております。

また、市が定めるべき条例といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がございますが、これにつきましては、教育委員会の社会教育課におきまして、準備作業を進め、12月議会において制定を予定しております。

また、保育料の決定につきましては、公定価格の確定や国が定める水準の提示、さらには現行ベースとの比較検討や他市の状況等を踏まえた上で判断することとなり、国からの提示後において庁内協議を経るプロセスが必要となりますので、最終決定の時期は先ほども申しましたように、年末頃になるものと思われま。

以上で、「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

各条例の制定にあたっては、児童福祉法第24条第1項及び第2項との整合性はとれているのか？つまり、新しい条例において公的な立場での保育の実施義務がなくなるものとはなっていないか？

【事務局】

保育の実施義務については、児童福祉法におきまして、そのまま市町村の義務として残されておりますので、このことを踏まえて、新規条例との整合性が図れているかどうか、法制担当課との協議を行います。

【合田史委員】

特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例第6条についてだが、保育所を希望した場合に、確実に保育所に入所できるよう、市の保育の実施義務を明確にするとともに、待機児童が発生しないように市が責任を持って保育を実施するとの文言を入れてもらいたい。

また、第13条第3項及び第4項において、保護者から費用を徴収する規定が

設けられているが、たとえばこれまで費用を徴収していない行事への参加等については徴収しないように配慮してもらいたい。また、第21条第3項では、研修の機会を確保しなければならないとあるが、これについての財政措置がない以上、人件費を削減するなどの対応が必要となることから、研修機会の確保に対する市の対応を考えてもらいたい。

第30条第3項において、市に協力するよう努めなければならないと書かれてあるが、これについては従わなければならないと規定してもらいたい。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例では、附則第2条及び第3条において経過措置が規定されているが、これらについてはサービスレベルが低下するため、削除してもらいたい。また、第8条の職員の一般的要件においては、前に会議の中で言ったように、保育士またはそれに準じる者を義務付けるとともに、人数は最低2人を配置するようにしてもらいたい。

【事務局】

合田委員さんのご意見を参考にさせていただきながら、今後条例案の検討を進めてはまいります。家庭的保育事業につきましては、第23条第2項各号におきまして、保育士資格を含めてすべての要件を満たすこと、また人数につきましても、同条第4項におきまして、2名を最低人数と規定しております。

【星加委員】

家庭的保育事業等の経過措置については、平成27年4月に移行しようとした場合に、たとえば給食施設の整備が間に合わないケースや3歳児以降の受け入れを見越した連携施設が確保できないケースも想定されるため、整備されるまでの間は猶予し、移行に向けた対応を進めなさいという趣旨であると認識しています。

【合田史委員】

星加委員さんのおっしゃる連携施設については、市が積極的に関わりを持ち、確保する必要があると考えています。ただ、自分としては、国が示した基準を引き上げることは構わないが、基準を切り下げることのないようにしてもらいたいと思っています。

【渡部会長】

それでは2つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画骨子案について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の「新居浜市子ども・子育て支援事業計画骨子案」をご覧ください。

1 ページが計画の構成案で、第1章が計画策定の概要、第2章が子ども・子育てをめぐる現状と課題、第3章が事業計画の内容、第4章が計画の推進の4部構成とし、本日お示ししました資料につきましては、計画の最終形をイメージしながら、各章ごとのポイントをコンパクトに整理したものとしております。

2 ページをお開きください。まず、計画策定の背景と趣旨につきましては、子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であること、新制度においては、基礎自治体である市町村が実施主体となること、また、現行の新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐ形で策定されることが挙げられます。

次に、計画の位置付けにつきましては、カッコ内に記載のとおりとの位置関係となり、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とし、中間年である平成29年度を目安に計画の見直しを実施することとしております。

3 ページをお開きください。計画対象は、すべての子どもと子どもを育成しようとする家庭、市民、事業者、行政等すべての個人及び団体を対象としますが、今回策定する計画の対象は、概ね就学前児童としています。

国勢調査及び人口動態統計によれば、日本の人口の推移は、2010年代をピークに下降傾向にあり、生産年齢人口が少なくなる一方で、65歳以上人口が右肩上がりとなり、その結果人口構成はいわゆる逆ピラミッド型のいびつなものとなります。

また、合計特殊出生率は、平成25年度の1.43を超えることはない状態で推移するとの推計結果が示されております。

4 ページをお開きください。愛媛県及び新居浜市においてもこれまでの推移を見る限り、国と同様の傾向をたどることになるものと推測されます。

5 ページをお開きください。新居浜市における少子化の要因として、未婚のケースが増えていることが考えられますが、統計的にもこのことが証明されております。

また、新居浜市の出生数についてですが、平成23年度に盛り返したものの、平成24年度以降は下降傾向をたどっておりますが、この影響からか、厚生労働統計の人口動態統計特殊報告を見ますと、平成20年から平成24年の合計特殊出生率は県内で一番高い1.80を示しております。

6 ページをお開きください。就学前児童及び小学生数の推移を見ますと、減少数が年々加速していることがよくわかります。また、世帯の状況につきましても、2世代または3世代同居のその他親族世帯が減る一方で、単独世帯やひとり親世帯が増え続けています。

7 ページをお開きください。新居浜市における子育ての取り組みとして、現行の次世代育成支援行動計画（後期計画）の数値目標実績を記載していますが、これにつ

きましては、本年2月の当会議におきましてご説明しました内容ですので、割愛させていただきます。

次に、8ページの記載内容につきましては、本日、お席の方に配付させていただきました資料となりますが、まずニーズ調査結果から見た現状分析をご覧ください。ニーズ調査結果を分析するための主要項目として、次の8項目を選定しました。

1ページをお開きください。1つ目は家庭の状況についてですが、年々増加している核家族やひとり親家庭に対する子育て支援のアプローチや、就労を希望する母親にとって、安心して働きながら子育てができる環境を整えることが必要と考えられます。

2つ目は仕事と子育ての両立についてですが、母親が就労している割合が減少傾向にあること、また子どもの病気やケガが仕事をする上での支障となることから、女性の職場環境の整備と小児医療や病児・病後児保育の充実が必要と考えられます。

2ページをお開きください。3つ目は、一時預かり事業についてですが、今後利用することを希望している人の割合が高いことから、今後の増加傾向を見越した受け入れ態勢の確保と充実が必要と考えられます。

4つ目は、一番望む子育て支援策についてですが、ニーズ調査の結果を見ますと経済的な支援が約73%を占めていることから、幅広い財政支援が望まれていること、特に、ひとり親家庭に対する取り組みが必要と考えられます。

5つ目は、教育・保育の充実についてですが、幼児期における教育への希望が高くなっていることから、受け入れ態勢の確保と充実が必要と考えられます。

3ページをお開きください。6つ目は、地域子育て支援拠点事業についてですが、これにつきましても、今後利用したいと回答した人の割合が増えていることから、受け入れ態勢の確保と充実及び利用促進が必要と考えられます。

7つ目は、子育てに対する不安感や負担感についてですが、理想の子どもの人数である3人に満たない理由が経済的及び精神的な負担感が大きいこと、それらを取り除くためのサポート体制と負担感を感じる以上の子育ての喜びや生きがいを伝えることが必要と考えられます。

8つ目は、子育て全般についてですが、子育てに強い不安や負担を感じている人が孤立しないようにサポートすることと、就労したことがない親の方が子育ての喜びや楽しみを感じる割合が低いことを踏まえ、親自身が自己肯定感を持って子育て力を高めるための取り組みが必要と考えられます。

また、現状分析を進める上においては、サービスの利用者側と提供者側から見たギャップを埋めることも必要と考え、ニーズ調査による自由意見と幼稚園・保育園・認可外保育施設事業者からの自由意見を集約しましたので、ここで当該作業と合わせ、私立保育所については、園長から直接聞き取り調査を行っていただきましたリージョナルデザインから説明をお願いしたいと思いますので、自由意見を抜粋した資料をご覧ください。

【リゾナルデザイン(株)】

ニーズ調査の結果から利用者の自由意見について、量の拡充、質の充実、その他意見の3区分に整理いたしました。

まず、質の拡充につきましては、兄弟の一時預かり・託児サービスの充実、緊急時に予約なしでも対応してくれる施設の整備、親のリフレッシュでも利用可能な託児所の整備などが挙げられました。

次に、質の充実では、子育てセミナーや相談所・交流の場の充実、家事代行サービス、検診費・保育料・医療費等の補助、職場環境の改善などが挙げられました。

最後にその他意見につきましては、保護者支援や職員の対応力の向上、親が心から良かったと実感できる支援などが挙げられました。

続きまして、事業者側の自由意見としましては、新制度に対する懐疑的な意見と現場の状況について整理しました。

まず、懐疑的な意見として、新制度の内容については、現場の実状との隔たりが多く合致していない、子どもの支援ではなく保護者のみの支援に思える、新制度が本当に子どもの育ちを大切にしているのかどうか育児支援の領域に疑問を感じるなどの意見が挙げられました。

次に、現場の状況につきましては、大変手間のかかる児童が増えていることや何らかのアレルギーを持った児童が増えていること、保護者からの要望が多様化し、応じきれないなどの声が寄せられ、このことから、現場で取り組むべき事項として、養育力向上のための保護者支援、保育士の確保、事務負担の軽減と運営支援が挙げられます。

また、事業者からの実態調査や聞き取り調査結果からは、新制度に期待している現場の声はあまりなかったというのが実感ではありますが、ただ未来を担う子どもたちを地域・社会みんなで育てる、新居浜市民を育てるという根底にある強い思いはひしひしと感じられました。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、以上のニーズ調査結果、ヒアリング結果及び現状分析を踏まえまして、新居浜市の課題を5つに整理しましたので、現状分析の資料に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

まず1点目は、「市全体で取り組むべき少子化の歯止め」です。これについては、全国的な課題ではありますが、特に、新居浜市の場合、理想とする子どもの人数を3人以上とする人の割合が55.6%に対して、実際の割合が22.6%と半分以下になっていることから、この割合の差を縮めるための対策が必要です。

次に2点目は、「家庭における子育て力の向上」です。子ども・子育て支援新制度の根拠法である子ども・子育て支援法第2条に規定する基本理念におきまして、父母

その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することが明確にされていること、また子育て家庭による子育てがベースにあってはじめて、各施設であったり、行政であったり、関係機関であったり、地域などによる子育て支援が有効に機能するものと考えております。このことから、弱体化が顕著となっている家庭の教育力を高める取り組みが必要です。

次に3点目は、「幼児期における多様な教育・保育・子育て支援態勢の確保・充実」です。新制度の目的の一つとして、待機児童の発生が挙げられています。新居浜市におきましては、これまで表面化はしておりませんが、途中入所が難しい状況であることや認可をあきらめて認可外保育施設を利用している状況などを見ますと、決して他所事ではありません。このことから、子育て家庭の実情や多様なニーズに応じた教育・保育・子育て支援態勢の整備・充実を図ることが必要です。

次に4点目は、「仕事と子育ての両立支援の推進」です。仕事と家庭の両立支援が大変だと感じている人の割合が8割を超えていること、これまでに仕事をしたことがない人よりも仕事をしている人の方が、子育てに喜びや楽しみを感じている人の割合が多いこと、さらには次世代育成支援対策推進法が延長されたことなどから、仕事と家庭の両立支援の推進が必要です。

最後に5点目は、「子育てを通じた地域の活性化」です。子育ては、住み慣れた地域において行うことが地域愛・郷土愛を育む教育と将来世代を担う人材の育成にとって重要な要素となります。このことから、子育てを通じた地域の活性化を図るための取り組みが必要です。

それでは、事業計画（骨子案）構成の資料にお戻りいただき、9ページをお開きください。

まず、基本理念につきましては、以前に提示させていただいた資料では、「みんなが育つまち にいはま」とさせていただいておりましたが、第五次新居浜市長期総合計画におきまして、新居浜市をあかがねのまちと称するとされておりまして、「みんなが育つあかがねのまち」に変更させていただきました。

あらためて基本理念に込められた思いを説明いたしますと、子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益を実現することをすべての考え・取り組みの中心に位置付ける必要があること、子どもが中心ではあるものの、成長するのは子どもだけではなく、子育てに関わるすべての関係者が共に育つ意識と行動が求められること、また、子どもがまんなかというフレーズは、全日本私立幼稚園連合会及び全日本私立幼稚園PTA連合会が取り組んできた活動であるものの、幼保が一体となってさらなる普及促進を図る必要があること、さらには第五次新居浜市長期総合計画において、子どもからお年寄りまで誰もが安心して生活ができ、住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指す姿として「笑顔輝く」を重要なキーワードとして使っていることなどを総合して、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」といたしました。

次に、教育・保育提供区域の設定についてです。これにつきましては、ニーズ調査結果を踏まえた形で量の見込みと確保方策を計画へ反映させる必要があるため、ニーズ調査実施時におきまして既に協議いただいたものですが、記載しておりますように、市内を川西、川東、上部西、上部東の4圏域に設定いたしております。

次に、幼児期における学校教育・保育の提供につきましては、計画策定の必須記載事項とされているもので、9ページから11ページにわたって、このような形で掲載させていただきましたが、実は先ほどご説明をいたしました各施設の新制度への意向調査の結果が判明しなければ具体的な数字を記載できないことから、この部分については、記載イメージとしてとらえていただくのみとなりますことをご了承ください。

続きまして、11ページの基本方針及び基本施策につきましては、本日配布の計画体系図（案）をご覧ください。

以前、第3回の当会議におきまして、次世代育成支援行動計画（後期計画）と対比した形で体系図のたたき台を提示させていただきましたが、ニーズ調査結果等による現状分析や課題設定作業を行いました結果、再構成を行い、今回あらためて提示させていただくこととなりましたので、ご説明させていただきます。

まず、基本理念を実現するための柱を基本方針として位置付け、この基本方針にぶら下がる具体的な取り組みを基本施策として位置付けております。

基本方針の1つ目は、「子どもの育ちを喜ぶまちづくり」です。子育て支援の原点は家庭にあり、「子育ての喜びや楽しみを知る・伝える」をキーワードとして、基本施策は、子育て情報の発信、妊娠、出産期にある家庭への切れ目のない支援、子育て家庭と地域のつながりづくりなどを想定しております。なお、案として記載しておりますものは、委員の皆様から意見やアイデアを出していただくための事例として挙げたものですので、ご参考にしてください。

次に基本方針の2つ目は、「安心して子育てできるまちづくり」です。「子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善、仕事と子育ての両立支援」をキーワードとして、基本施策は、家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供、地域子ども・子育て支援事業の拡充、子育てに伴う不安や負担の軽減（ひとり親家庭を含む）、ワーク・ライフ・バランスの推進などを想定しています。

次に基本方針の3つ目は、「子どもの笑顔あふれるまちづくり」です。「子どもがまんなか、子どもの最善の利益の確保」をキーワードとして、基本施策は、子どもと母親への健康支援の充実、食育の推進、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援、幼保小の連携の推進などを想定しています。

最後に基本方針の4つ目は、「子育てによる共育のまちづくり」です。「共に学び・共に育つ、地域の活性化」をキーワードとして、基本施策は、家庭における子育て力の向上、地域における子育て力の再生、地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備などを想定しています。

これら基本方針の1～4につきましては、それぞれが独立してバラバラに取り組

むものではなく、それぞれに関連性を持たせた上で、重層的な構造として体系付けております。

つまり、子育て支援の原点は家庭からスタートして、それを各種施設や事業で支えながら、さらに地域や企業へと支援の輪を広げていくというストーリー構成を反映させたものとなっております。このことによりまして、基本理念の実現に向けた成果が見られない場合には、どの部分がボトルネックとなっているかの原因分析や特定を行うことにより、効果的な問題解決を図ることにつながるものと考えております。

なお、さきほどご説明いたしました11ページでございます幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保方策等の記載イメージ部分につきましては、基本方針2 安心して子育てできるまちづくりの中へ記載することとなります。

それでは、最後になりますが、事業計画（骨子案）構成の資料の資料に戻っていただきまして、12ページをお開きください。第4章計画の推進につきましては、計画の推進体制と進捗状況の管理について記載することといたしております。

以上で、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画骨子案」についての説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

横文字はできるだけ使わないで欲しいと思います。また、受託業者にお聞きしたいのですが、新居浜市の特徴として製造業が多いことから、転勤で他市から新居浜市に引っ越して来て、不安を抱えながら子育て家庭の割合が多いのではないかと思っているのですが、ニーズ調査結果からそのことが推測できるデータはありますか？

【リージョナルデザイン(株)】

ニーズ調査の中では、「子育てをする上で気軽に相談できる相手はいますか？」という設問項目があり、ご質問に関連した部分ではありますが、合致するものでお答えできる数字は把握できておりません。しかしながら、自由意見等の結果と合わせて、推計値を出してみます。

【岡部委員】

私の妻も他市から新居浜市に来て、子育てをしているケースなのですが、地域や公的施設などいろいろな場に出るよう話をするのですが、行ってもこちらが期待するような答えが返ってこなかったり、悪気はなくても無神経な

ことを言われて、出ていくのが嫌になったという経験をしています。

昔と今とでは子育てに対する世代間の考え方は大きく違っているため、そのところを埋めるために、さきほど利用者の自由意見の中に「父親教室」というのがありました。それ以外に「おじいちゃん・おばあちゃん教室」というのを開催してもらい、祖父母世代に今の子育てについて知ってもらう機会を作ることが大事だと思っています。

【渡部会長】

保健センターと主任児童委員とが連携して行っている「子育て支援ネットワーク」を活用したり、地区公民館で地域のおじいちゃんやおばあちゃんに関わる「子育てサロン」なども利用していただければと思います。

【神野委員】

幼稚園の施設型給付費の経過措置については、全国统一費用部分と地方単独費用部分とに分かれるようだが、地方単独費用部分が明らかにならなければ、新制度に移行するかどうかの判断ができない。この部分が明らかになるのはいつ頃なのか？

【事務局】

地方単独費用部分につきましては、市が定める額に対して、県が補助することとされており、市県ともに気になる部分であるため、それぞれ国の説明会や県の説明会の場で質問したところですが、現時点では未定との回答でした。

【神野委員】

幼稚園における預かり保育は、新制度において地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられ、重要な事業になるものと考えているが、委託単価や利用要件はどうなっているのか？

【事務局】

ニーズ調査結果におきましても、一時預かりに対する要望が高かったことから、幼稚園における預かり保育は拡充されるものと考えております。また、一時保育事業の実施につきましては、地域子ども・子育て支援事業に係る国からの実施要領等が明らかにされていないため、現時点では未定です。

【合田史委員】

一時預かり事業は、補助金になるのか、委託料になるのか？仮に、補助金の場合だと、カットされる可能性があり、事業の継続に支障が出る恐れが考えられる。

【事務局】

子ども・子育て支援法に基づく事業に位置付けられるため、市からの委託料として取り扱うことになるものと考えています。

(4) その他

【渡部会長】

いろいろとご意見・ご質問も出されたようですので、そろそろ「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、毎回のことではありますが、2点ご連絡させていただきます。

1点目は、今後の開催予定についてです。8月下旬に第6回目の会議を開催する予定といたしておりますので、恐れ入りますが、事前に送付いたしました日程調整表を事務局までご提出いただければと思います。

ご提出いただいた結果をもとに、7月中旬までには、開催日時を決定し、正式に各委員へお知らせしたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いします。

2点目は、新制度に関する意見提出についてです。

作業スケジュールの中でご説明しましたように、9月に計画の中間とりまとめを県へ提出することとなりますので、その際には、おそらくニーズ調査結果に基づく量の見込みと確保方策の部分が中心になると思われまますので、現在実施しております各施設の新制度の意向調査結果を踏まえた内容を、あらかじめ各委員の皆様へ資料提供いたしますので、8月の会議においてご審議いただければと考えております。

なお、計画の最終案につきましては、前回の会議でお示ししました計画策定工程表のとおり、10月を目途としておりますので、それまでの間にお気づきになった点やご意見・ご要望・アイデア等がございましたら、別紙委員意見提出票を事務局までご提出いただければと思っております。

各委員からご提出いただいたご意見等につきましては、次回会議の協議事項とさせていただきますので、恐れ入りますが、一応7/31（木）までの提出期限とさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【渡部会長】

それでは予定の時間も過ぎておりますので、このあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、今後、また何かお気づきのこと等がございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第5回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。
お疲れさまでした。

以 上